

江東区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記について諮問いたします。
令和8年3月19日

江 東 区 長
大 久 保 朋 果

記

江東区国民健康保険条例の一部改正について

江東区国民健康保険条例の一部改正の主たる内容を次のように定める。

- 1 被保険者に係る保険料率等を次の(1)～(6)のとおり定める。
 - (1) 基礎賦課額の保険料率（第15条の4関係）
 - ① 所得割料率 7.51%とする。
 - ② 被保険者均等割額 被保険者1人につき 47,600円とする。
 - (2) 基礎賦課限度額（第15条の8関係）
 - ① 賦課限度額 67万円とする。
 - (3) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第15条の12関係）
 - ① 所得割料率 2.80%とする。
 - ② 被保険者均等割額 被保険者1人につき 17,600円とする。
 - (4) 介護納付金賦課額の保険料率（第16条の4関係）
 - ① 所得割料率 2.43%とする。
 - ② 被保険者均等割額 被保険者1人につき 17,800円とする。
 - (5) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率（第16条の9関係）
 - ① 所得割料率 0.27%とする。
 - ② 被保険者均等割額 被保険者1人につき 1,800円とする。
 - ③ 18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき 73円とする。
 - (6) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額（第16条の10関係）
 - ① 賦課限度額 3万円とする。
- 2 保険料の減額（均等割額）の判定基準（第19条の2関係）
 - (1) 均等割5割減額に使われる判定所得を31万円に変更する。
 - (2) 均等割2割減額に使われる判定所得を57万円に変更する。

3 実施時期

令和8年4月1日から適用とする。

江東区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記について諮問いたします。
令和8年3月19日

江 東 区 長
大 久 保 朋 果

記

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について

1. 上記の条例を制定するにあたり下記の条例を廃止する

- (1) 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和52年9月江東区条例第20号）
- (2) 江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年10月江東区条例第52号）

2. 基金の制度概要及び廃止理由について

① 高額療養費資金貸付

(1) 基金の制度概要

国民健康保険に加入している者が高額療養費の支給が見込まれる療養を受け、支払いが困難な場合に、高額療養費の支給見込額の9割を限度として世帯主に貸付を行う制度である。貸付金は後日、高額療養費支給の際に清算を行うこととなる。

(2) 基金の廃止理由

医療機関での支払いが自己負担限度額まで抑えられる限度額適用認定証制度の普及・定着及びマイナ保険証利用者はその場で限度額が適用できることにより、令和4年度以降貸付実績がないため。

(3) 他区の状況

12区で制度なしまたは条例廃止済（検討中含む）

② 出産費資金貸付

(1) 基金の制度概要

国民健康保険加入者で出産育児一時金（50万円）の支給が見込まれる世帯で、出産予定日まで1か月以内の方。または、妊娠4か月以内で出産費を医療機関に支払う必要が生じている方に対し、出産育児一時金の8割以内を無利子で貸付する制度である。後日、出産育児一時金支給の際に清算を行うこととなる。

(2) 基金の廃止理由

事前に医療機関と世帯主が直接支払制度に係る合意をしておくことにより、国保が、医療機関に出産育児一時金を直接支払う、直接支払制度が普及・定着し、平成30年度以降貸付実績ないため。

(3) 他区の状況

19区で制度なしまたは条例廃止済（検討中含む）

3. 実施時期

令和8年4月1日から適用とする。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 8 年度国民健康保険の保険料率について、東京都が算定する国民健康保険事業納付金等に基づき定めるとともに、関係法令の改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率等を改正するとともに子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等を新設する。
- (2) 均等割額の軽減措置について、5 割軽減に使われる判定所得を 30 万 5 千円から 3 1 万円に、2 割軽減に使われる判定所得を 5 6 万円から 5 7 万円に、それぞれ引き上げる。

[令和 8 年度保険料率等]

		基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	子ども支援金分	
保 険 料 等	所得割	<u>7.51%</u>	<u>2.80%</u>	<u>2.43%</u>	<u>0.27%</u>	
	均等割	<u>47,600円</u>	<u>17,600円</u>	<u>17,800円</u>	<u>1,873円</u>	
	減 額 す る 額	7 割	<u>33,320円</u>	<u>12,320円</u>	<u>12,460円</u>	<u>1,312円</u>
		5 割	<u>23,800円</u>	<u>8,800円</u>	<u>8,900円</u>	<u>937円</u>
		2 割	<u>9,520円</u>	<u>3,520円</u>	<u>3,560円</u>	<u>375円</u>
賦課限度額		<u>67万円</u>	26万円	17万円	<u>3万円</u>	

※下線部が変更点。

※子ども分均等割額は 18 歳以上被保険者均等割額を含む。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

江東区国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。))第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金(以下単に「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。))の国民健康保険に関する特別会計におい</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。))第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)、<u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者</u>(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)<u>並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>の合算額とする。</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金(以下単に「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。))の国民健康保険に関する特別会計におい</p>

て負担する高齢者医療確保法第118条の規定による後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第7条の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ アからオまでに掲げるもののほか、区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

て負担する高齢者医療確保法第118条の規定による後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第7条の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ アからオまでに掲げるもののほか、区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ (略)

エ アからウまでに掲げるもののほか、区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の4 (略)

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第

ウ (略)

エ アからウまでに掲げるもののほか、区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の4 (略)

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第

1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.71 (基礎賦課総額の100分の5.9に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 4万7,300円 (基礎賦課総額の100分の4.1に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5～第15条の7 (略)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、6.6万円を超えることができない。

第15条の9・第15条の10 (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.69 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の5.7に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所

2 (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.51 (基礎賦課総額の100分の5.8に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 4万7,600円 (基礎賦課総額の100分の4.2に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5～第15条の7 (略)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、6.7万円を超えることができない。

第15条の9・第15条の10 (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.80 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の5.7に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所

得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合には、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,800円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の13～第16条の2（略）

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.25（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合には、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,600円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（介護納付金賦課限度額）

第16条の5 第16条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。

得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合には、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万7,600円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の13～第16条の2（略）

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.43（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合には、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万7,800円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（介護納付金賦課限度額）

第16条の5 第16条の2の介護納付金賦課額は、17万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

(加える)

第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条の2、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ アに掲げるもののほか、区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

(加える)

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・

子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

（加える）

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

（加える）

第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の56に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 73円（第16条の6第1号イ

に掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

(加える)

第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第17条・第18条 (略)

第17条・第18条 (略)

(普通徴収に係る保険料の納付額)

(普通徴収に係る保険料の納付額)

第18条の2 前条第1項の各納期の納付額は、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額の合算額とする。

第18条の2 前条第1項の各納期の納付額は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額の合算額とする。

2 前項の規定により算出した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納期の納付額に合算するものとする。

2 前項の規定により算出した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納期の納付額に合算するものとする。

第18条の3 (略)

第18条の3 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4の額、第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4の額、第15条の10の額、第16条の2の額若しくは第16条の7の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額、第19条の5第1項各号に定める額若しくは第19条の6に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加

号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4の額、第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4の額、第15条の10の額、第16条の2の額若しくは第16条の7の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額、第19条の5第1項各号に定める額若しくは第19条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住

者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 3万3,110円

者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 3万3,320円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万1,760円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万1,620円

(加える)

(加える)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額をいう。次号において同じ。)に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2万3,650円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,300円

(加える)

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万2,320円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万2,460円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき 52円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額をいう。次号において同じ。)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 2万3,800円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,800円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,900円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 900円

(加える)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 9,460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき
3,360円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3,320円

(加える)

(加える)

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき 37円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 9,520円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき
3,520円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3,560円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき 15円

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、第15条の11、第16条の3及び第16条の8並びに前条及び第19条の5の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与

30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,095円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,825円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3,650円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,520円

所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,140円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,900円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万9,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3,800円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,640円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,200円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,400円

(加える)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,400円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 7,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,800円

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 第19条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 第19条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、第16条の5及び第16条の10に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条

の10の2各号で定める場合にあつては、
出産の日。第25条の6第1項及び第2項
において同じ。)の属する月(以下この号
において「出産予定月」という。)の前月
(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産
予定月の翌々月までの期間(以下この項に
おいて「産前産後期間」という。)のうち
当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(加える)

(加える)

2 (略)

(加える)

の10の3各号で定める場合にあつては、
出産の日。第25条の6第1項及び第2項
において同じ。)の属する月(以下この号
において「出産予定月」という。)の前月
(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産
予定月の翌々月までの期間(以下この項に
おいて「産前産後期間」という。)のうち
当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得
割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後
の総所得金額等に当該年度分の子ども・子
育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率
を乗じて得た額の12分の1の額に、当該
出産被保険者の産前産後期間のうち当該年
度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る
被保険者均等割額及び18歳以上被保険者
均等割額 当該年度分の子ども・子育て支
援納付金賦課額の被保険者均等割額及び1
8歳以上被保険者均等割額(第19条の2
に規定する金額を減額するものとした場合
にあつては、その減額後の被保険者均等割
額及び18歳以上被保険者均等割額)に1
2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保
険者の産前産後期間のうち当該年度に属す
る月数を乗じて得た額

2 (略)

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以
前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に
18歳に達する日以後の最初の3月31日以
前である被保険者(以下「18歳未満被保険
者」という。)がある場合における当該18
歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・
子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額
は、第16条の9第2号の被保険者均等割の
保険料率に相当する額(第19条の2各号、
第19条の4第3号及び前条第8号の規定に
より当該18歳未満被保険者に係る当該年度

第20条～第31条 (略)

分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額) から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第20条～第31条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで、第18条の2及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険料の改定等について

1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 令和8年度より、子育て世帯を支援するための制度として、子ども・子育て支援金が新設される。
- 負担抑制のために特別区独自に実施されていた激変緩和措置が、令和8年度基準保険料率算定で納付金組入率100%を達成し、負担抑制が解消される。今後は、都内保険料水準の完全統一に向けて、都と連携しつつ、法定外繰入の解消が求められる。

2 令和8年度国民健康保険料案

上記の考え方による保険料率案は、以下のとおりである。

項目		令和8年度	令和7年度	増減
基礎分	所得割率	7.51%	7.71%	△0.20P
	均等割額	47,600円	47,300円	+300円
後期分	所得割率	2.80%	2.69%	+0.11P
	均等割額	17,600円	16,800円	+800円
介護分	所得割率	2.43%	2.25%	+0.18P
	均等割額	17,800円	16,600円	+1,200円
子ども分	所得割率	0.27%	-	皆増
	均等割額	1,873円	-	皆増
一人当たり 保険料合計		202,283円	192,238円	+10,045円

- ※ 子ども分均等割額は18歳以上被保険者均等割額を含む。
- ※ 均等割額の軽減措置について、5割軽減に使われる判定所得を30万5千円から31万円に、2割軽減に使われる判定所得を56万円から57万円に、それぞれ引き上げ

3 令和8年度年間保険料試算

別紙1のとおり

4 政令指定都市との保険料率比較

別紙2のとおり

5 今後の予定

江東区国民健康保険条例改正案を令和8年第1回区議会定例会に追加提出予定

別紙 1

3 令和8年度年間保険料試算[単位：円]

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 [世帯主(65歳)のみ] ※基礎+支援

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和7年度	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
令和8年度	19,560	19,560	100,617	216,757	301,814	388,418	476,053	563,688	654,416	752,361
増 減	330	330	457	△ 223	△ 965	△ 1,721	△ 2,486	△ 3,251	△ 4,043	△ 4,898

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 [世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)] ※基礎+支援

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和7年度	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
令和8年度	39,120	39,120	113,657	281,957	367,014	453,618	541,253	628,888	719,616	817,561
増 減	660	660	677	877	135	△ 621	△ 1,386	△ 2,151	△ 2,943	△ 3,798

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(35歳)のみ] ※基礎+支援

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	-
令和8年度	19,560	156,959	229,129	305,423	387,903	470,383	556,987	649,777	747,722	850,822
増 減	-	299	△ 331	△ 997	△ 1,717	△ 2,437	△ 3,193	△ 4,003	△ 4,858	-

④給与所得者(65歳未満)3人世帯 [世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)] ※基礎+支援

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	-
令和8年度	48,900	173,259	294,329	403,223	485,703	568,183	654,787	747,577	840,367	923,160
増 減	-	574	769	653	△ 67	△ 787	△ 1,543	△ 2,353	△ 3,163	-

⑤給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(40歳)のみ] ※基礎+支援+介護+子ども

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130	-
令和8年度 (子ども含む)	25,440	200,589	291,659	387,933	492,013	596,093	705,377	822,467	937,396	1,043,196
令和8年度 (子ども除く)	24,900	196,386	285,566	379,842	481,762	583,682	690,698	805,358	917,722	1,020,822
増 減 (子ども含む)	-	7,304	9,824	12,488	15,368	18,248	21,272	24,512	19,266	-
増 減 (子ども除く)	-	3,101	3,731	4,397	5,117	5,837	6,593	7,403	△ 408	-

⑥給与所得者(65歳未満)2人世帯 [世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)] ※基礎+支援+介護+子ども

年 収	108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
令和7年度	-	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680	-
令和8年度 (子ども含む)	50,880	251,469	376,459	472,733	576,813	680,893	790,177	903,886	1,004,396	1,110,196
令和8年度 (子ども除く)	49,800	246,186	368,566	462,842	564,762	666,682	773,698	884,977	982,922	1,086,022
増 減 (子ども含む)	-	9,764	13,924	16,588	19,468	22,348	25,372	25,231	17,716	-
増 減 (子ども除く)	-	4,481	6,031	6,697	7,417	8,137	8,893	6,322	△ 3,758	-

※令和7年度税制改正（給与所得控除の見直し）により、給与所得者均等割のみ世帯の収入上限が98万円から108万円に改正
 ※給与所得者年収108万円及び1,000万円の令和7年度数値は資料がないため未記載

4 政令指定都市との保険料率比較

(基礎分+後期高齢者支援金分)

	令和7年度		令和6年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	10.40%(15/21番目)	64,100円(14/21番目)	11.49%(8/21番目)	65,600円(11/21番目)
札幌市	12.13%	69,690円	12.59%	69,480円
仙台市	11.43%	73,360円	11.97%	72,510円
さいたま市	9.73%	51,800円	9.61%	47,200円
千葉市	9.99%	66,600円	9.85%	63,960円
横浜市	11.15%	53,170円	11.48%	52,510円
川崎市	10.56%	55,913円	10.84%	57,987円
相模原市	9.10%	62,000円	9.10%	62,000円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.65%	64,200円	8.65%	64,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.37%	65,443円	11.89%	65,123円
京都市	10.94%	63,950円	10.47%	57,530円
大阪市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
堺市	12.32%	89,793円	12.68%	92,101円
神戸市	10.76%	78,410円	11.60%	78,280円
岡山市	11.10%	66,480円	11.10%	66,480円
広島市	11.08%	80,422円	10.65%	76,420円
北九州市	11.71%	71,360円	11.71%	71,380円
福岡市	9.24%	58,934円	9.66%	59,012円
熊本市	10.96%	79,800円	10.96%	79,800円

※1人当たり保険料については、公表しておらず、各市の所得が分からないため、算定はできない。

また、上記の特別区の欄にある順位は、政令指定都市を含めた21都市の中で、何番目に所得割率や均等割率が高いかを示している。

(参考) 令和8年度特別区基準保険料率案【最終案】と令和7年度の比較(基礎分+後期高齢者支援金分)

	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	10.31%(15/21番目)	65,200円(13/21番目)

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例について、令和8年4月をもって廃止する。

1 根拠規定

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和53年9月30日条例第20号）及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年10月11日条例第52号）

2 高額療養費資金貸付

(1) 基金の制度概要

国民健康保険に加入している者が高額療養費の支給が見込まれる療養を受け、支払いが困難な場合に、高額療養費の支給見込額の9割を限度として世帯主に貸付を行う制度である。貸付金は後日、高額療養費支給の際に清算を行うこととなる。

(2) 基金の廃止理由

医療機関での支払いが自己負担限度額まで抑えられる限度額適用認定証制度の普及・定着及びマイナ保険証利用者はその場で限度額が適用できることにより、令和4年度以降貸付実績がないため。

(3) 他区の状況

12区で制度なしまたは条例廃止済（検討中含む）

3 出産費資金貸付

(1) 基金の制度概要

国民健康保険加入者で出産育児一時金（50万円）の支給が見込まれる世帯で、出産予定日まで1か月以内の方。または、妊娠4か月以内で出産費を医療機関に支払う必要が生じている方に対し、出産育児一時金の8割以内を無利子で貸付する制度である。後日、出産育児一時金支給の際に清算を行うこととなる。

(2) 基金の廃止理由

事前に医療機関と世帯主が直接支払制度に係る合意をしておくことにより、国保が医療機関に出産育児一時金を直接支払う、直接支払制度が普及・定着し、平成30年度以降貸付実績がないため。

(3) 他区の状況

19区で制度なしまたは条例廃止済（検討中含む）

4 施行期日

令和8年4月1日

国民健康保険事業の実施状況について

1 令和8年度の新たな取り組み

- ・ 令和8年度より、国民健康保険料に「子ども・子育て支援金分」が新設された。

令和8年度から国民健康保険料は、「子ども・子育て支援納付金賦課額」が加わることで、医療、後期、介護及び子ども・子育て支援金分に係る賦課額の4本立てとなる。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の3に基づき創設された「子ども・子育て支援納付金」は、「国保法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7に「子ども・子育て支援納付金賦課額」が規定されたことにより、保険料の計算基礎に組み込まれた。

令和8年4月分（6月納付）より、医療、後期及び介護分と併せて徴収される。

なお、18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の「子ども・子育て支援納付金賦課額」の均等割は、全額軽減される。

- ・ eL-QR（地方税統一QRコード）による保険料収納を開始

令和9年1月の標準化システム稼働に合わせてeL-QR（地方税統一QRコード）による保険料収納を開始する。納付書に印字されたQRコードを読み取ることで、スマホ決済アプリやeLTAX経由で電子納付が可能となる仕組みであり、決済アプリの増加などによる納付者の利便性向上を図る。

- ・ 令和8年度より高額療養費制度の見直しが開始（令和8年8月1日施行予定）

高額療養費制度の見直しについて、令和8年8月と令和9年8月の2段階で実施される。

令和8年度からは月額金額の上限や70歳以上2割負担者の外来特例金額の一部引き上げが行われる。また、多数回該当に該当しない長期療養者に対し「年間上限」を導入する。

令和9年度からは課税所得区分が4区分から12区分に細分化されて月額上限額が設定される。また、70歳以上の外来特例についても月額上限額が細分化される。

2 総合的な収納対策への取り組み

〔令和7年12月末現在〕

（1）インターネットを利用したクレジットカード決済の実施

パソコン、携帯電話からのクレジットカード決済で支払いを簡略

実績：納付件数・・・ 7,130件、収納・・・ 219,587,158円

（2）口座振替受付サービスの拡充

Web口座振替受付サービスの導入、キャッシュカードによる受付サービスで手続きを簡略化し、新規口座振替申込者を対象に抽選で150世帯に2,000円

分の江東区内共通商品券を配布。

実績：口座振替受付サービス（新規申込）・・・ 2,329 件

(3) モバイルレジ納付の実施

モバイルバンキング決済で支払いを簡略化

実績：納付件数・・・ 2,410 件、収納・・・68,872,787 円

(4) 電子マネー決済の実施

Pay Pay 等決済で支払いを簡略化

実績：納付件数・・・ 26,090 件、収納・・・ 476,505,069 円

(5) ペイジー決済の実施

ペイジー決済で支払いを簡略化

実績：納付件数・・・ 16,114 件、収納・・・511,419,675 円

(6) 健康保険コールセンター事業の実施

納期限を経過した未納者に電話による早期収納交渉を実施

実績：総架電数・・・ 51,367 件、納付約束・・・ 4,990 件

3 医療費の適正化に向けた取り組み

(1) データヘルス計画等の推進

健康課題の解決に向けて、効果的・効率的な保健事業を展開するための「第3期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）」（令和6年度から11年度）を策定。健康寿命の延伸、医療費の適正化に向けた保健事業を評価検証しながら実施。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の実施

1) 特定健診

生活習慣病の早期発見・予防および生活習慣の改善を目的として、40歳～74歳の被保険者を対象に、特定健診を実施。

【特定健診受診率】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
目標値	51%	54%	57%	57%	45%	48%
対象者数	61,731	59,194	55,380	52,630	49,955	実施中
受診者数	23,420	23,455	21,927	20,568	19,504	
受診率	37.9%	39.6%	39.6%	39.1%	39.0%	

（各年度の法定報告より）

受診勧奨の取り組みとして、勧奨はがきによる年3回（6, 8, 12月）の受診勧奨のほか、高齢者関連施設等での受診勧奨ちらしの配架、健診実施機関での受診啓発ポスターの掲示を行っている。受診勧奨はがきに関しては、対象者を、前年度の結果が受診勧

奨の該当者や、未受診者など該当する対象者に合わせて受診勧奨を行っている。

2) 特定保健指導

特定健診受診者のうち、健診結果（腹囲、血圧、脂質、血糖等）の生活習慣病の発症リスクが高い対象者に、特定保健指導を実施している。

【特定保健指導実施率】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
目標	39%	46%	53%	60%	25%	32%
実施率	13.2%	15.1%	11.7%	7.6%	10.9%	実施中

(各年度の法定報告より：特定保健指導実施率＝特定保健指導終了率)

特定保健指導については、健診受診後 3～4 か月程で、対象者への事業参加申込書で案内し、申し込み制で医療専門職による面談後、電話や手紙等での支援を行っている。申し込みのない対象者には電話やはがきによる利用勧奨を行っている。

3) 人間ドック受診費用助成事業

人間ドックを受診した被保険者に対して、受診費用助成（上限 8,000 円）を行う。

【人間ドック費用助成件数】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
助成件数	395 件	513 件	623 件	772 件	847 件	実施中

(R 元年度より実施。)

案内ちらしの区内施設での配架、区報や国保だより、区ホームページや SNS での配信などの広報を実施。助成件数は増えている。

特定健康診査の受診者として対応しており、区の特健健診を受診した場合と同様に、結果により特定保健指導が必要な対象者には、特定保健指導等を行っている。令和 5 年度より、申請と請求が同時に手続きできるように申請方法を変更した。

(3) 生活習慣病発症予防・重症化予防の取組

1) 糖尿病重症化予防事業

① 受診勧奨事業

前年度の特健健診の結果から血糖に関する数値が高く糖尿病のリスクのある対象者に医療機関への受診勧奨を実施。

【受診勧奨実施率】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施率	75.0%	59.7%	57.4%	69.6%	60.5%	実施中

(R2 年度より実施。数値は「江東の国保」より)

対象者に電話での受診勧奨を行っている。受診勧奨の後、レセプトでの受診状況を確認し、受診が確認できない対象者には、再度連絡を入れ受診勧奨を行っている。

②保健指導事業

糖尿病性腎症など重症化リスクの高い対象者に、保健指導を実施し、糖尿病の重症化を予防する。

【保健指導実施率】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施率	12.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%	実施中

(H29 年度より実施。数値は「江東の国保」より)

かかりつけ医から推薦された糖尿病リスクのある被保険者および特定健診の結果や医療機関の受診状況等から抽出した対象者に面談や電話、手紙での個別支援の6か月のプログラムを実施。

BMI, HbA1c, eGFR 等の数値も確認し、かかりつけ医とも連携しながら行っている。

(4) 適正受診・適正服薬に向けた取組

1) 重複頻回受診・重複多剤服薬者の保健指導事業

重複頻回受診・重複多剤服薬者への訪問保健指導を実施。

【重複頻回受診・重複多剤服薬者訪問保健指導実施率】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実施率	19.0%	15.5%	26.0%	17.0%	15.0%	実施中

(数値は「江東の国保」より)

対象者には、参加勧奨の案内の送付をし、電話での参加勧奨をしている。実施者には、訪問や電話で、療養上の日常生活指導や受診、服薬に関する指導を行っている。

2) 医療費通知

被保険者の健康に対する認識を深めるため、対象診療月において医療機関等を受診した者がいる全世帯に医療費等通知書を送付。

送付時期 毎年 2 月上旬

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
対象 診療月	元年 11 月 ～2 年 10 月	2 年 11 月 ～3 年 10 月	3 年 11 月 ～4 年 10 月	4 年 11 月 ～5 年 10 月	5 年 11 月 ～6 年 10 月	6 年 11 月 ～7 年 10 月
件数	55,992	54,993	53,575	52,411	50,709	実施中

3) 適正受診・医薬品の適正使用の普及啓発

区ホームページ等において、リフィル処方箋やポリファーマシー、ジェネリック医薬品などの活用にむけた周知をしている。

(5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進の取組

1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用促進

調剤レセプトデータをもとに、ジェネリック医薬品への切り替えにより、自己負担額の差額が見込まれる全被保険者に、後発医薬品利用勧奨通知を発送する。

【後発医薬品利用勧奨通知数および数量シェア率】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
通知数	28,311 通	26,800 通	33,442 通	32,383 通	23,886 通	実施中
数量シェア 割合	75.8%	75.6%	77.5%	81.0%	86.0%	実施中

ジェネリック医薬品の普及促進として、ジェネリック希望カードと、差額通知を年 11 回発送している。数量シェアの割合は年々増加している。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組

高齢者の特性に合わせた疾病予防と生活機能維持の両面の支援として、R2 年 4 月から医療保険における保健事業及び後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する取組が始まる。本区は R4 年度より、高齢者保健事業として、後期高齢者への個別保健相談事業、通いの場等における健康教育を実施。

4 法定外繰入解消・縮減への取り組み

国は給付に応じた負担を求める仕組みの構築を目指し、本来徴収すべき保険料を一般会計からの繰り入れで軽減することは、給付（医療費）と負担（保険料）の関係を損なうことから、各自治体に法定外繰入の解消を求めている。

特別区及び江東区としても安定的な国民健康保険の運営のため、給付と負担の均衡を目指し、法定外繰入の解消の取り組みを進めている。

【取組内容等】

- 特別区の保険料の算定において、段階的に法定外繰り入れを解消・縮減するため、賦課総額に算入すべき納付金について、平成 30 年度に納付金の 94%を算入することを基準に、令和 6 年度での割合 100%に向け、毎年度 1 %ずつ算入割合の引き上げ（令和 3 年度、令和 5 年度は前年度から据え置き）を行った。令和 6 年 2 月、保険料の急激な上昇や近年の物価高騰など状況から、過去に割合を据え置いた期間を延長することとした。令和 8 年度で参入割合 100%を達成し、負担抑制が解消される。
- 特別区独自の負担抑制策として行われている、割戻しの未実施は継続される。割戻しの未実施により発生する「未納分」は一般財源からの「法定外繰入」で補填している。
- 法定外繰入は年々縮減されており、前記 2 及び 3 に掲げる収納対策、および医療費の適正化の取り組みを進め、保険料水準の統一に向けて都とも連携しながら、引き続き法定外繰入の縮減に努める。

【法定外繰入の状況】

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込)	令和 8 年度 (見込)
1, 789, 120 千円	2, 295, 680 千円	1, 389, 724 千円	205, 410 千円	194, 174 千円

5 国民健康保険料を滞納する外国人に係る東京出入国在留管理局との協力要請制度について

区と東京出入国在留管理局との間で協力要請制度を構築し、外国人に係る滞納者対策を令和 8 年 4 月から実施する。制度の主な概要は、国民健康保険料の滞納がある外国人（永住者は対象外）について、区から東京出入国在留管理局に情報共有を行う。これに基づき、在留資格の更新時において、東京出入国在留管理局から該当者に国民健康保険料の納付証明書の提出を求め、該当者から納付証明書が提出されない場合は、原則として在留申請を許可しないものである。この協力要請制度の構築により、外国人の納付率の向上が期待される。